# 兵庫県公報

平成23年9月27日 火曜日 第 2324 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

# 目 次

規    則	^°'y`*
○ 森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則の一部を改正する規則 (豊かな森づくり課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
告示	
○ 公印の廃止及び新調(文書課)	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定(社会援護課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出(同) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律に基づく指定介護機関の指定(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出(同) ····································	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定(同) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律に基づく指定施術者の廃止の届出(同) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(農地整備課)	7
○ 国土調査の指定 (同) ···································	7
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認(水産課)	7
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認(同)	8
○ 保安林の指定 (豊かな森づくり課)	8
○同 上(同)	9
○ 保安林の指定の予定通知(同)····································	9
○ 保安林の指定施業要件の変更(同)	10
○ 景観影響評価準備書の縦覧等(都市政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
○ 建築士法に基づく行政処分(建築指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
公告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課)	11
警察本部公告	
○ 入札公告	11

#### 公布された法令のあらまし

●森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則の一部を改正する規則(規則第35号) 森林法の一部改正により、知事は、森林から木材の搬出等をする者による他人の土地の使用権の設定に関する協議について、認可の申請があったときは、公開による意見の聴取を行わなければならないものとされたこと等に伴い、当該意見の聴取の手続を定める等所要の整備を行うこととした。

規則

森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県規則第35号

森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則の一部を改正する規則

森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則(平成12年兵庫県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(準用)

第8条の2 第7条の規定は、法第39条の4第2項又は第50条第2項(法第65条及び第66条において準用する場合を含む。)の規定により知事が行う意見の聴取について準用する。

第10条中「を含む。)」の右に「、第39条の4第3項又は第50条第3項(法第65条及び第66条において準用する場合を含む。)」を加え、「登録して」を「登載して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

#### 兵庫県告示第1018号

1に掲げる公印を平成23年9月30日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成23年10月1日からその使用を開始する。

平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県神戸県民局長印 (神戸土木事務所)

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県神戸県民局長印 (神戸土木事務所)

#### 兵庫県告示第1019号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

^^^^^^^^^^^

平成23年9月27日

# 指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
井崎眼科診療所	明石市松の内2-4-15	岡 﨑 篤 子	平成23年5月1日
こじま肛門外科	同 市本町1-6-10 ヴェッセルコジマ ビル3F	医療法人社団こじま肛門外 科	同
福水歯科	同 市西新町2-15-8 福水ビル1F	福 水 秀 樹	同
栗岡歯科医院	同 市大久保町西島623-4	医療法人社団栗歯会	平成23年5月20日
なかた・みずのやレディー スクリニック	同 市大明石町1-3-8 第2ユタカビル2F	中 田 恵	同 月24日
美田歯科医院	同 市鍛治屋町4-19 薮田ビル2F	美 田 佳壽彦	平成23年6月1日
訪問看護ステーションめぐ み	同 市魚住町西岡2300-8	株式会社グランドライフ	同 年7月1日
宮代眼科	芦屋市春日町7-3 サンクレール芦屋 202	宮 代 美 樹	同
タキヤ昆陽薬局	伊丹市昆陽南1-2-7	タキヤ株式会社	平成23年6月30日
しまだこどもクリニック	同 市池尻 1 -202-2	医療法人社団しまだこども クリニック	同 年7月1日
訪問看護ステーションなが ぬま	同 市南野 5 - 3 - 3	有限会社ながぬま	同 月8日
宮本薬局	豊岡市寿町7-4	宮 本 康 志	同 月1日
かもめ薬局新野辺店	加古川市別府町新野辺1258-1	トライアドウエスト株式会社	同
佐藤医院	宝塚市逆瀬川2-7-5	佐藤憲二	同
篠山市国民健康保険後川診 療所	篠山市後川上477	篠山市長	平成23年8月1日
篠山市国民健康保険東雲診 療所	同 市小田中220-2	同 上	同
あきた皮フ科クリニック	南あわじ市市小井字川西451-55	秋 田 浩 二	同
医療法人社団仙齢会はりま 病院	加古郡播磨町北野添2-1-15	医療法人社団仙齢会	平成23年7月1日
開発医院	揖保郡太子町太田1517-1	開 發 直 明	同 年8月1日

# 兵庫県告示第1020号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

^^^^^^

平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
芦屋市訪問看護ス テーション	芦屋市浜芦屋町3-26	医療機関名 称	芦屋市老人訪問看 護ステーション	芦屋市訪問看護ス テーション	平成14年4月1日
なの花薬局日生中 央駅前店	川辺郡猪名川町松尾台1- 2-2	同 上	共栄薬局日生中央 駅前店	なの花薬局日生中 央駅前店	平成23年7月1日

## 2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日

ī	<b>.</b>	1	i i
栗岡歯科医院	明石市大久保町西島字北ヶ市623-4	栗 岡 一 人	平成2年1月31日
みずのやクリニック	同 市大明石町1-3-8 第2ユタカビル2F	水 谷 不二夫	平成17年4月30日
井崎眼科診療所	同 市松の内2-4-14	井 崎 シゲル	平成23年4月30日
こじま肛門科	同 市本町1-6-10	小 島 修 司	同
福水歯科	同 市西新町2-15-8 増田ビル2F	福 水 秀 樹	印
美田歯科医院	同 市鍛冶屋町4-19 薮田ビル	美 田 良 治	平成23年5月31日
宮代眼科	<b>芦屋市春日町7−3−202</b>	宮 代 汎 子	同 年6月30日
ウエルシア昆陽薬局	伊丹市昆陽南1-2-7	タキヤ株式会社	同 月29日
しまだこどもクリニック	同 市池尻 1-202-2	島 田 佐和子	同 月30日
宮本薬局	豊岡市寿町11-2	宮 本 康 志	门
しのべ調剤薬局	加古川市別府町新野辺字東宮畑1258-1	株式会社祥漢堂	回
佐藤医院	宝塚市社町2	佐藤憲二	同
篠山市国民健康保険後川診 療所	篠山市後川上477	篠山市長	平成21年3月31日
篠山市国民健康保険東雲診 療所	同 市小田中220-2	同上	同 年6月30日
開発医院	揖保郡太子町太田1517-1	開發直樹	平成23年7月31日

#### 兵庫県告示第1021号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護 支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用 具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
訪問看護ステーション めぐみ	明石市魚住町西岡2300-8	株式会社グランドライ フ	訪問看護、介護予防 訪問看護	平成23年7月1日
デイサービスセンター 花園	同 市西明石町4-4-7	株式会社喜楽幸	通所介護、介護予防 通所介護	同 年8月1日
居宅介護支援事業所花 園	同上	同上	居宅介護支援	同
短期入所生活介護松が 丘すみれ園	明石市松が丘北町1074-1	社会福祉法人すみれ福祉会	短期入所生活介護、 介護予防短期入所生 活介護	同
松が丘すみれ園デイサ ービスセンター	同上	同上	通所介護、介護予防 通所介護	同
デイサービス彗星	明石市二見町西二見駅前2- 138	株式会社スイッチオン サービス	同上	平成23年8月8日
グループホームいちご の家・上物部	洲本市上物部951-1	医療法人いちえ会	認知症対応型共同生活介護、介護予防認 知症対応型共同生活 介護	同 月1日
株式会社ともケアセン ター	<b>芦屋市大原町 5 -19-101</b>	株式会社ともケアセン ター	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成23年7月1日

しまだこどもクリニッ ク	伊丹市池尻 1 -202-2	医療法人社団しまだこ どもクリニック	居宅療養管理指導	同
ポラリスデイサービス センター相生	相生市若狭野町出142	株式会社ポラリス	通所介護、介護予防 通所介護	平成23年8月8
介護支援あい	同 市那波大浜町18	有限会社アイプラ	特定福祉用具販売、 介護予防福祉用具貸 与、介護予防特定福 祉用具販売	平成22年8月30
訪問介護ステーション しあわせ	加古川市西神吉町岸263-6	合資会社しあわせ介護 タクシー	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成23年4月1
訪問介護事業所ふるさ と	同 市野口町北野762-18	合同会社ワールドケア サービス	同上	同 年6月1
特定非営利活動法人ナ ルドオリーブの家	同 市加古川町中津850- 5	特定非営利活動法人ナルド	訪問介護、通所介護、 介護予防訪問介護、 介護予防通所介護	同 年8月1
龍野デイサービスセン ターリハビリ赤とんぼ	たつの市神岡町上横内316- 1	K&K株式会社	通所介護、介護予防 通所介護	同
ヘルパーステーション アトム	赤穂市東有年157-2	株式会社アトム	介護予防訪問介護	平成23年6月1
医療法人伯鳳会赤穂は くほう会病院	同 市加里屋字新町99	医療法人伯鳳会	訪問看護、訪問リハ ビリテージョン、居 宅療養管理指導、介 護予防訪問月不ビリ テーション、介護予 防居宅療養管理指導	同
株式会社オオキコーポ レーションヘルシーガ ーデンいきいき倶楽部	同 市加里屋新町100-10	株式会社オオキコーポ レーション	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、介護 予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用 具販売	平成23年6月20
デイサービスセンター あげほ	西脇市寺内字上492-1	サンスリー株式会社	通所介護、介護予防 通所介護	同 年8月4
今泉クリニック	宝塚市逆瀬川2-4-3	医療法人社団今泉クリニック	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同 年3月1
ショートケア中山ちど り	同 市中山桜台1-7-1	社会福祉法人晋栄福祉会	短期入所生活介護、 介護予防短期入所生 活介護	同 年8月1
山本医院	三木市緑が丘町本町1-2- 2	医療法人社団千寿会	同上	同 年6月1
トライリハトレセンタ	同 市緑が丘町西2-4-11	株式会社NIPPIN	通所介護、介護予防 通所介護	同 年7月1
デイサービスセンター なごやか	加西市下宮木町576	社会福祉法人真秀会	通所介護	同 年2月1
あきた皮フ科クリニッ ク	南あわじ市市小井字川西451 -55	秋 田 浩 二	居宅療養管理指導	同 年8月1
宅老所七色のとうがら し	加古郡稲美町北山289-1	特定非営利活動法人宅 老所七色のとうがらし	通所介護、介護予防 通所介護	同 年7月19
こころ薬局	神崎郡福崎町福崎新132	有限会社ハートコーポ レーション	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同 年6月1
市川町社会福祉協議会訪問介護事業所	同 郡市川町甘地323-1	社会福祉法人市川町社 会福祉協議会	介護予防訪問介護	同

市川町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	同	上	同	上	介護予防訪問入浴介 護	同	
初间八佾月喪爭未別					受		İ

^^^^^

## 兵庫県告示第1022号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
つばさ居宅介護支 援センター宝殿	加古川市米田町平津426 — 1 ライフビル1F	事業所名称	まごころケアー宝 殿居宅介護支援セ ンター	つばさ居宅介護支 援センター宝殿	平成18年10月1日
篠山市西部地域包 括支援センター	篠山市網掛301	同上	篠山市西部地域支 援センター	篠山市西部地域包 括支援センター	平成23年4月1日

# 2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
株式会社ともケアセン ター	<b>芦屋市上宮川町</b> 5 -12-401	株式会社ともケアセン ター	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成23年6月30日
しまだこどもクリニッ ク	伊丹市池尻 1 -202-2	島田佐和子	居宅療養管理指導	同
株式会社オオキコーポ レーションヘルシーガ ーデンいきいき倶楽部	赤穂市加里屋中洲 3 -44	株式会社オオキコーポ レーション	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売、介護 予防福祉用具貸与、 介護予防特定福祉用 具販売	平成22年 6 月14日

# 兵庫県告示第1023号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、施術を担 当する者を次のとおり指定した。

^^^^^^

平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 指定施術者

施徘	 デ者	施術所名称	所在地	指定年月日
北野	大 輔	まつのうち整骨院	明石市松の内1-8-22 西明石ヤングパレス1F	平成23年7月29日
石 橋 化	優 輝	ワールド治療院	伊丹市東有岡 3-71-4	同 年8月10日
飯田(	優 美	さくら鍼灸整骨院	加古川市加古川町北在家2231	同 年7月29日
濵 田	悟	浜田接骨院	宝塚市野上1-1-3 シャローム逆瀬川1 F	平成22年8月1日
中野	達也	なかの整骨院	高砂市米田町島47	平成23年7月11日
藤本	貴 章	藤本接骨院	多可郡多可町中区中村町155-1	同 月15日

^^^^^^

#### 兵庫県告示第1024号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

	施術者    施術所名称		施術所名称	所在地	廃止年月日
濵	田	悟	浜田接骨院	宝塚市逆瀬川 2 — 5 —19	平成21年12月19日

#### 兵庫県告示第1025号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成23年9月14日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対して のみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事(都市型緊急整備 事業)	坂戸地区	平成23年9月27日から 同 年10月17日まで		

### 兵庫県告示第1026号

国土調査法 (昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。 平成23年9月27日

^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
神崎郡市川町	神崎郡市川町のうち下瀬加	平成23年8月から 平成24年3月まで

## 兵庫県告示第1027号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

^^^^^

平成23年9月27日

	加 入 区	同意成立年月日
区 域 名	区 分	1. 4761/94=== 1.74 1.
生穂区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	平成23年8月26日
竹野区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用 して営む漁業であって専業として行う漁業	平成23年9月1日
门封区域	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使 用して営む漁業及び網漁具を定置して営む漁業	同
津居山区域	総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用 して営む漁業であって専業として営む漁業	同
	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業	同
育波浦区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船 により主として船びき網を使用して営む漁業	平成23年9月7日
沼島区域	網漁具を定置して営む漁業	同

#### 兵庫県告示第1028号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	加	入	区	同意成立年月日
仮屋加入区				平成23年8月26日
森加入区				平成23年9月1日

#### 兵庫県告示第1029号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成23年9月27日

- 1 保安林の所在場所
  - 佐用郡佐用町上石井字サブヤガイチ1023から1025まで、字寺ノ上ミ1030の1、1030の2
- 2 指定の目的
  - 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字寺ノ上ミ1030の1・1030の2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^

#### 兵庫県告示第1030号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成23年 9 月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町下石井字大ドウ1083、1084の1から1084の3まで、字坂立口1085、字坂立1086から1093まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大ドウ1083・1084の1から1083の3まで、字坂立口1085(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

## 兵庫県告示第1031号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 朝来市八代字下夕山93(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下夕山93(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^^

#### 兵庫県告示第1032号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 豊岡市竹野町三原字ミノリ126の1、126の6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

# 兵庫県告示第1033号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦 覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。 平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社松福堂

代表者の氏名 上 坂 浩 之

住所 豊岡市出石町柳64

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称)豊岡ビジネスホテル

所在地 豊岡市若松町10-1

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1 理

縦覧期間 平成23年9月27日から同年10月10日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成23年9月27日から同年10月10日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

#### 兵庫県告示第1034号

建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

^^^^

平成23年9月27日

- 1 処分をした年月日
  - 平成23年8月29日
- 2 建築士事務所の名称
  - アトリエキューブ
- 3 建築士事務所の所在地
  - 神戸市兵庫区石井町8丁目2番19号
- 4 建築士事務所の開設者の氏名
  - 西 本 千勢子
- 5 建築士事務所の区分及び登録番号
  - (二級) 第100840号
- 6 処分の内容
  - 建築士事務所登録の取消し
- 7 処分の原因となった事実

上記建築士事務所の管理建築士は、平成23年7月13日付で、建築士法第10条第1項の規定により、兵庫県 知事から二級建築士免許の取消処分を受けた。

このことは、建築士法第26条第2項第4号に該当する。

#### 公告

# 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 加東市社字水瀧1132番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
  - 兵庫県揖保郡太子町東保517番地3
  - 有限会社太子工業(代表取締役)田(口)とり勝
- 3 許可年月日及び許可番号
  - 平成20年3月18日 兵庫県指令北播(建)第1-17号(19加東)

#### 警察本部公告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 平成23年9月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 調達内容
  - (1) 件名及び数量
    - PSD接続サーバシステム装置 一式(賃貸借)
  - (2) 調達物品の特質等
    - 調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。
  - ③ 賃貸借期間
    - 平成24年3月1日(木)から平成29年2月28日(火)
  - ⑷ 納入場所
    - 兵庫県警察本部長が指定する場所
  - (5) 入札方法
    - 上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定され た者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 申込書・入札書の提出等
  - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 山根

電話 (078) 341-7441 内線 2254

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間 平成23年9月27日(火)から同年10月11日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成23年11月8日(火)午前10時

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成23年11月7日(月)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

# 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年11月7日(月)午後1時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金免除とする。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した物品のカタログ等の書類を 平成23年10月11日(火)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ た場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されている

こと。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成23年11月15日(火))まであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、上記1(1)の件名の総額の金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。
- ケー入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
  - (1) Name and title of head of the procuring entity:

Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

PSD connection server system device, 1 set

(3) Term of a contract:

From March 1, 2012 through February 28, 2017

(4) Delivery place:

The place that Hyogo Prefectural Police H.Q. nominated

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 October 11, 2011

(6) Deadline for tender:

17:00 November 7, 2011 by mail;

10:00 November 8, 2011 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Yamane, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078) 341-7441 Ext 2254